

障害者就労支援のNPO法人 なぜ、6年間で5億円もの剰余金？

NPO法人「西宮障害者雇用支援センター協会」は6年間で約5億円を障害者らの報酬として計上したが、その資金は理事長の父親に渡り私的流用されていたと3月31日～4月1日にかけて新聞報道され、その後、4月20日発売の「週刊新潮」に、現職の西宮市議に、5年間で約1億6千万円以上が渡っていたと生々しく報道されました。このNPO法人問題について6月議会では、日本共産党市議団を含め6人の議員が一般質問しました。

2007年、市は国や県の動向を踏まえ、市として「西宮市障害者雇用促進企業及び障害者支援施設等からの物品等の調達に関する取扱い方針」を定め、この取扱い方針に基づき障害者支援施設に随意契約で業務の発注を行ってきました。金額については500万円以内ですが、①主として障害者が直接従事することが見込まれる施設の清掃等の維持管理、②その他、市長が特に必要と認める業務については500万円を超える随意契約も認められています。

「取扱い方針」を抜本的に見直す

このNPO法人は2008年度から2016年度の9年間で、少額随意契約を除く随意契約の総額29億2,916万円のうち、実に74%にあたる21億7,550万円を独占しています。

日本共産党市議団は、障害者の働く権利を保障することは福祉施策として重要だと考えますが、この一連の出来事から、一部の団体が特に優遇されていたのではないかと思わざるを得ません。

市は、多額の剰余金が出た理由等について、「障害者の雇用促進や就労の安定、賃金・工賃の増額等という本来の目的に使われていない。このNPO法人の就労人数と業務の発注額が他の法人に比べて相当大きいと推察される。現行の取扱い方針の抜本的な見直しを行い、契約のあり方を改善していく」と答弁しました。

週刊誌で報道された現職市議は、報道については「事実ではない」と全面否定しています。2008年3月議会から2013年3月議会までの5年間、障害者就労支援について7回一般質問しました。市は「市内在住障害者の条件を廃止、賃金アップの推進のため、障害者1人を最大1.5人分として数えることに変更した」と答弁、質問によってNPO法人が有利になるよう改定したことが明らかになりました。また、このNPO法人が政党のパーティ券を購入していた件については「政党に対する政治資金の寄付はNPO法に抵触する」と明確に答弁しました。



就学援助の「入学準備金」新小学1年生も入学前に支給へ

今年の3月議会で上田議員が、生活保護と同水準の要保護世帯の小・中学生に対し入学準備にあてる「入学準備金」を入学前に支給することや支給額の増額も求め、質問しました。教育委員会は実施困難との答弁でしたが、新日本婦人の会西宮支部から請願が出され、教育委員会は、来年の新中学生から入学前に支給すると表明していました。

6月議会では、庄本議員が一般質問を行い、教育委員会は「来年入学の新小学1年生にも今年度(来年3月)から支給できるよう前向きに検討」と明言しました。また、支給額増額については、「全庁的に検討する」とこれについても前向きな答弁がありました。